

広島市立病院機構看護衣賃貸借業務 公募型プロポーザル手続開始の公示

令和7年5月14日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 秀 道 広

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市立病院機構看護衣賃貸借業務

(2) 内容

「広島市立病院機構看護衣賃貸借業務仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和15年3月31日まで

※ 契約締結の日から令和8年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については事業者の負担とする。

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和15年3月31日まで（7年間）

(5) 履行場所

広島市立広島市民病院（広島市中区基町7番33号）

広島市立北部医療センター安佐市民病院（広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号）

広島市立舟入市民病院（広島市中区舟入幸町14番11号）

広島市立リハビリテーション病院（広島市安佐南区伴南一丁目39番1号）

2 選定方法

公募型プロポーザルを実施し、契約候補者を選定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島市立病院機構看護衣賃貸借業務 公募型プロポーザル実施要領」（以下「プロポーザル実施要領」という。）による。

3 参加資格

次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしている単体企業又は次の(1)及び(3)に掲げる要件を満たしている共同企業体であること。

(1) 単体企業及び共同企業体共通の資格要件

ア 会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法

(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがあった者(会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、再度の資格審査申請に係る競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。)又は手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実がある者でないこと。

イ 暴力団等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。)である者に該当しないこと。

ウ 地方独立行政法人広島市立病院機構(以下「病院機構」という。)又は広島市の競争入札参加資格「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルタント業務を除く。)の提供」の契約の種類のうち、次の登録種目すべてに登録されている者であること。

(ア) 「物品の借入れ」の登録種目の「20-07その他」

(イ) 「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目の「30-13クリーニング」

エ 広島県内に本店又は支店若しくは営業所を有している者であること。

オ 公示日から契約候補者の選定までの間のいずれの日においても、営業停止処分、病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構の競争入札参加資格若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

カ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(2) 単体企業の資格要件

ア (1)ウに示す資格要件をすべて備えていること。

イ 医療法第15条の3第2項の規定に基づき、同法施行規則第9条の9第1項第13号に掲げる基準に適合する者(クリーニング業法第5条第1項の規定により都道府県知事等にクリーニング所開設の届出を行っている者。以下同じ。)であること。

ウ 当該業務の公募型プロポーザルに参加する共同企業体の代表者又は構成員でないこと。

(3) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体は、(1)ウに示す資格要件を備えた者により構成されていること。

イ 共同企業体の代表者又は構成員のうち、(1)ウ(イ)に示す資格要件を備えた者は、医療法第15条の3第2項の規定に基づき、同法施行規則第9条の9第1項第13号に掲げる基準に適合する者であること。

ウ 共同企業体の代表者又は構成員は、当該業務の公募型プロポーザルに参加する単体企業でないこと。

4 プロポーザル実施要領等の配布方法

プロポーザル実施要領等は、病院機構のホームページ (<http://www.hcho.jp/>) のトップページの「新着情報」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和7年6月12日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 配布場所

〒730-8518

広島県広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局経営管理課

TEL：082-209-6775

FAX：082-569-7826

電子メール：hirokikou-honbu@hcho.jp

5 参加申込受付

本公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次により書類を作成の上、提出すること。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領のとおり。

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(4) 提出期間

上記4(1)に同じ。

(5) 結果通知

資格確認審査後は、参加申込者全員に参加資格確認結果を電子メールにより通知する。

6 現地見学会

プロポーザル実施要領のとおり。

7 質問の受付及び回答

- (1) プロポーザル実施要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間
公示日から令和7年6月3日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。
 - イ 受付場所
上記4(2)に同じ。
 - ウ 受付方法
質問書を、上記4(2)に記載の電子メールアドレス宛てに送信すること。
- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するほか、病院機構のホームページに掲載する。

8 企画提案書の提出

本公募型プロポーザルへの参加が認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出書類
プロポーザル実施要領のとおり。
- (2) 提出場所
上記4(2)に同じ。
- (3) 提出方法
持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。
- (4) 提出期間
参加資格確認結果が通知された日から令和7年6月23日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

9 企画提案に対する審査

プロポーザル実施要領のとおり。

10 契約候補者の選定

プロポーザル実施要領のとおり。

11 契約の締結

契約候補者は、当該業務に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。